

中小企業者省エネ対策等支援補助金の実施

～「省エネ設備への更新」「熱中症予防設備の導入」を支援します～

エネルギー価格・物価高騰などの影響を受ける事業者の事業継続および経営改善を支援するため、市内の事業所における省エネ設備への更新および熱中症予防対策の取組みに要する費用の一部を補助する。

1 事業概要

(1) 補助対象者

次のア、イいずれかに該当する者

ア 市内に主たる事業所を置く中小企業者

イ (市外事業者の場合) 豊岡市企業立地促進条例第3条第1項に規定する区域に事業所を置く中小企業者

(2) 補助対象経費、補助率および補助金額

事業区分	①省エネ設備への更新	②熱中症予防設備の導入
補助対象経費	省エネ設備への更新費用 ※付帯する工事費を含む ※税抜合計20万円以上が対象	熱中症予防対策設備の購入費用 ※税抜合計10万円以上が対象
補助率	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2
補助金額	下限10万円～上限50万円	下限5万円～上限30万円

※①、②の同時申請も可能

(3) 補助対象となる設備の要件

ア 省エネ設備 (既存設備からの更新に限る)

設備の種類	条件
エアコン、LED照明器具・LED電球、冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵冷凍庫、冷蔵(冷凍)機内蔵型ショーケース、変圧器、産業用モータ、温水機器(電気、ガス、石油)	次のいずれかに該当すること。 ・ トップランナー制度による省エネ基準の達成率が100%以上である製品 ・ グリーン購入法の調達基準に適合する製品

イ 熱中症予防設備 (労働者の熱中症予防を目的とするものに限る)

スポットクーラー、ミストファン、ミスト噴霧用高圧ポンプ、冷凍ストッカー

2 申請受付期間

2026年3月24日(火)～5月25日(月)

3 事業費

中小企業者省エネ対策等支援補助金 90,000千円

[問合せ] 豊岡市コウノトリ共生部環境経済課経済政策係 TEL0796-23-4480(直通)
担当 中田(内線2319)